

平成24年7月
総務省統計審査官室

政府統計における「従業上の地位」の扱いについて

1 「従業上の地位」に関する統計分類について

「従業上の地位」とは、仕事をしている人をその地位によって分類したものであり、一般に、雇用者／自営業主／家族従業者等の分類であると考えられている。

「従業上の地位」に関する統計分類としては、ILOが定めている「従業上の地位に関する国際分類」(International Classification of Status in Employment, ICSE)がある(別紙1参照)。我が国の各統計調査における「従業上の地位」の区分は、おおむねこの国際分類に従っている。

2 雇用者について更に詳細に把握する区分の「定義」について

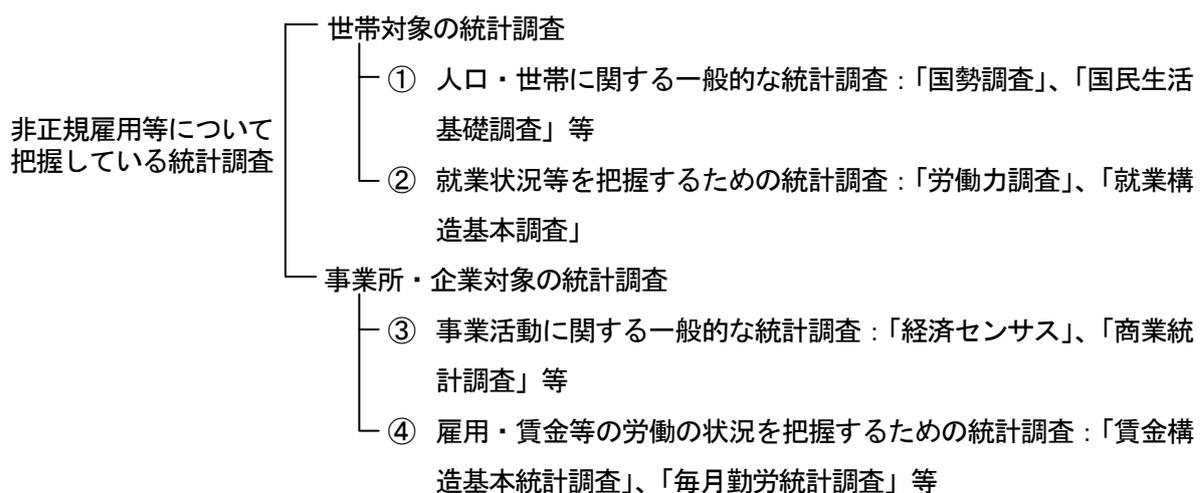
我が国の統計調査では、上記の「従業上の地位」に加えて、雇用者を雇用契約期間別に区分する等、更に詳細な区分を行っているものがある。

特に、非正規雇用等の把握については、

- ① 雇用契約期間による区分 (臨時労働者等)
- ② 呼称・契約形態による区分 (パート/アルバイト/派遣等)
- ③ 労働時間による区分 (短時間労働者等)

という三つの異なる視点による区分がある。

非正規雇用等について把握している41の国の統計調査(うち22が基幹統計調査)について、それぞれの統計調査の目的に応じて類型化すると、以下のような整理ができる。



それぞれの類型ごとに、従業上の地位や雇用契約期間等に関する区分の定義をみると、「世帯対象の統計調査」、「事業所・企業対象の統計調査」ごとに同様の定義となっている。

例えば、雇用者の雇用契約期間については、

- ・「世帯対象の統計調査」では無期や有期（1か月、1年超）の雇用契約期間として、
 - ・「事業所・企業対象の統計調査」では雇用契約期間のほかに2か月間各18日以上雇用（雇用保険法）を定義に加えて、
- 把握している（別紙2参照）。

この相違は、次のような理由によるものである。

- ・「世帯対象の統計調査」では、世帯において記入することが可能な区分であること
- ・「事業所・企業対象の統計調査」では、事業所・企業における「賃金集計表」の整理区分に合わせた区分であること

このように、雇用者の雇用契約期間等については、「世帯対象の統計調査」、「事業所・企業対象の統計調査」ごとにおおむね共通の定義による区分が行われている。

なお、調査対象の範囲については、「事業所・企業対象の統計調査」では、それぞれの統計調査の目的に応じて相違があるが、例えば「常用」という区分でみると、その定義はおおむね共通である（別紙2参照）。

3 雇用者について更に詳細に把握する区分の「用語」について

上記の統計調査で用いられている区分の用語についてみると、「世帯対象の統計調査」、「事業所・企業対象の統計調査」の中でも若干の相違がみられる（別紙3参照）。

「事業所・企業対象の統計調査」でみると、類型③の統計調査（経済センサス等）においては、「常用雇用者」、「臨時雇用者」という用語を用いており、一方、類型④の統計調査（賃金構造基本統計調査等）においては、「常用労働者」、「臨時労働者」という用語を用いている。これは、次のような理由によるものである。

- ・類型③の統計調査においては、一般に、雇われている者のみならず自営業主等についても把握していることから、特に雇われている者を指す言葉として「常用雇用者」、「臨時雇用者」という用語を用いている。
- ・類型④の統計調査においては、雇われている者の保護を図ることを目的としている労働基準法や雇用保険法において「労働者」という用語が用いられ、各事業所・企業においてもこの用語を用いて労働者名簿によって労働者の管理を行っていることから、「常用労働者」、「臨時労働者」という用語を用いている。

仮に、「雇用者」を「労働者」に統一しようとする、大工や個人店主などの自営業主も含めて「労働者」ととらえる人も多くいることから、雇われている者だけを「労働者」と称すると、統計の利用者に混乱を生じさせる懸念がある。一方、「労働者」を「雇用者」に統一しようとする、「労働者」という用語は、長きにわたり事業所・企業において使用され、定着しているものであり、混乱を生じさせる可能性があるが、このことについては、更に検討の余地がある。

4 まとめ

(1) 「従業上の地位」の統計基準化について

「従業上の地位」に関する国際分類としては、ILO（国際労働機関）が定めた「従業上の地位に関する国際分類」（ICSE）がある。我が国の統計調査における従業上の地位の区分は、ICSEの区分を必要に応じて一部細分化等を行ったものになっており、ICSEにおおむね従っているものと考えられる。また、我が国の統計調査における区分は、統計調査の対象や目的、区分の視点の違いに対応したものであり、これによって多様な分析を可能にしている面もあるので、必ずしも一つのものに統一すべきものではなく、現在のような多様な把握の仕方が重要であると考えられる。

これらのことから、従業上の地位に係る分類をあえて統計基準として設定する意義及び必要性は低いと考えられる。

(2) 雇用者について更に詳細に把握する区分について

我が国の統計調査においては、ICSEに定められている区分よりも更に細かく、雇用者について、非正規雇用など更に詳細に把握する区分を用いているものがある。特に、非正規雇用等の把握については、①雇用契約期間による区分、②呼称・契約形態による区分、③労働時間による区分という三つの異なる視点による区分がある。

これらの「区分」の「定義」については、「世帯対象の統計調査」、「事業所・企業対象の統計調査」ごと、また上記の視点ごとに整理すると、おおむね共通のものとなっている。

一方、「区分」の「用語」については、「世帯対象の統計調査」、「事業所・企業対象の統計調査」の中でも若干の相違がみられる。これらの相違については、行政施策上用いている用語との関係等もあるものであるが、用語の統一の可否について更に検討の余地があるとの指摘もある。

5 今後の課題

(1) 利用者の利便向上に向けた取組

我が国の統計調査における従業上の地位や雇用形態等の区分は、「世帯対象の統計調査」、「事業所・企業対象の統計調査」ごとにその定義はおおむね共通であるものの、用語についてみると相違がみられることから、利用者から「それぞれの区分の用語の相違が分かりにくい」との意見もある。

これに対しては、利用者の利便向上のために、各統計で用いられている区分を整理し、その関係が分かるような資料を総務省政策統括官（統計基準担当）のホームページ等を通じて一般に提供することが考えられる。（資料のイメージ：別紙4）

利用者は、これを見ることにより、従業上の地位や雇用形態等の区分を行っている統計調査全般について、それぞれの統計調査における区分を一覧することができ、それぞれの区分の定義を正しく把握することができるようになる。

(2) 雇用者について更に詳細に把握する区分の「用語」の更なる検討

上記のように、雇用者について更に詳細に把握する区分の「定義」については、「世帯対象の統計調査」、「事業所・企業対象の統計調査」ごとにおおむね共通である。一方、雇用者について更に詳細に把握する区分の「用語」については、若干の相違がみられる。このため、行政施策における用語との整合性も踏まえつつ、区分の「用語」の統一の可否等について、検討の余地があるものと考えられる。

なお、非正規雇用の実態について把握することは、政策課題にもなっており、厚生労働省の「望ましい働き方ビジョン」（平成24年3月27日、「非正規雇用のビジョンに関する懇談会」取りまとめ）において、非正規雇用対策のため、統計調査の整備・充実が提言されている。

「従業上の地位に関する国際分類」について

1 「従業上の地位に関する国際分類」

「従業上の地位に関する国際分類」(ICSE: International Classification of Status in Employment)は、国際労働機関(ILO)によって1958年に初版が設定され、1993年に開催されたILO第15回労働統計家会議において改定された。

ICSE-93は、次のグループ(項目)から成る。(日本語の項目名は仮訳である。)

- ①雇用者 (employees)
- ②雇用主 (employers)
- ③自己採算労働者 (own-account workers)
- ④生産者共同組合のメンバー (members of producers' cooperatives)
- ⑤寄与的家族従業者 (contributing family workers)
- ⑥分類不能 (workers not classifiable by status)

2 我が国の統計調査において用いられている分類との比較

「従業上の地位に関する国際分類」と我が国の統計調査において用いられている分類を比較すると、次の図のとおりである。

我が国の統計調査については、おおむねICSEに従っているといえる。

ICSE	(世帯対象)		(事業所・企業対象)		
	労働力調査	国勢調査	経済センサス	賃金構造基本統計調査	
雇用者	役員	役員	有給役員		
	雇用者(役員を除く)	雇用者	(常用雇用者・臨時雇用者)	労働者	
			常用雇用者		常用労働者
			臨時雇用者		臨時労働者
雇用主	雇用業主	自営業主 雇人のある業主	個人業主		
自己採算労働者	雇無業主			雇人のない業主	
		家庭内職者			
寄与的家族従業者	家族従業者	家族従業者	無給の家族従業者		
生産者共同組合のメンバー	(←社会主義国において用いられる分類)				
分類不能					

雇用契約期間を把握している統計調査の目的と区分

雇用契約期間を把握している統計調査

世帯対象の統計調査

①人口・世帯に関する一般的な統計調査

- ・世帯員の雇用の実態について、住宅などの一般的な項目と併せて把握し、世帯や世帯員の状況について明らかにすることを目的としている。
- ・世帯員が保有する情報は、雇主との雇用契約書又は自らの記憶である。
- ・雇用契約期間の区分については、雇主との雇用契約書又は世帯員の記憶で書ける範囲のものとなっている。

②就業状況等を把握するための統計調査

- ・世帯員の就業状況等を明らかにすることを目的としている。
- ・世帯員が保有する情報は、雇主との雇用契約書又は自らの記憶である。
- ・雇用契約期間の区分については、雇主との雇用契約書又は世帯員の記憶で書ける範囲のものとなっている。

事業所・企業対象の統計調査

③事業活動に関する一般的な統計調査

- ・事業所・企業における雇用の実態について、生産活動などの一般的な項目と併せて把握し、事業所・企業の経済活動について明らかにすることを目的としている。
- ・事業所・企業においては、労働基準法により作成することが義務付けられている労働者名簿や賃金台帳により労働者を把握している。
- ・雇用契約期間の把握については、賃金集計表の整理区分（雇用保険法でいう日雇労働者とそれ以外の者の区分）と同等の区分となっている。

④雇用・賃金等の労働の状況を把握するための統計調査

- ・労働者（調査対象事業所・企業に雇われている者）について、雇用・賃金等の労働の状況を明らかにすることを目的としている。
- ・事業所・企業においては、労働基準法により作成することが義務付けられている労働者名簿や賃金台帳により労働者を把握している。
- ・雇用契約期間の把握については、賃金集計表の整理区分（雇用保険法でいう日雇労働者とそれ以外の者の区分）と同等の区分となっている。

雇用契約期間の用語及び定義の例

世帯対象の統計調査

雇用契約期間の区分については、雇主との雇用契約書又は世帯員の記憶で書ける範囲のものとなっており、いずれの調査においても、単純に1年や1か月を境界とした区分となっている。

①人口・世帯に関する一般的な統計調査

例) 国民生活基礎調査

- 一般常雇者……契約期間が1年以上又は雇用期間について別段の定めなく個人業主、会社、団体、官公庁に雇われている者
- 1月以上1年未満の契約の雇業者
- 日々又は1月未満の契約の雇業者

②就業状況等を把握するための統計調査

例) 労働力調査

- 一般常雇……1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている者
(「役員」以外)
 - ・無期の契約
 - ・有期の契約
- 臨時雇……1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者
- 日雇……日々又は1か月未満の契約で雇われている者

就業構造基本調査

- 雇用契約期間の定めがない
- 雇用契約期間の定めがある
 - ・1か月未満
 - ・1か月以上6か月以下
 - ・6か月超1年以下
 - ・1年超3年以下
 - ・3年超5年以下
 - ・その他
- わからない

事業所・企業対象の統計調査

事業所・企業では、雇用保険の被保険者について管理する必要があり、保険料算定の基礎資料となる「賃金集計表」は、日雇労働被保険者とそれ以外の被保険者に分けて記入することとなっていることから、これらの人数は、事業所・企業が元々持っている数字である。雇用契約期間の把握については、いずれの調査においても、賃金集計表の整理区分（雇用保険法でいう日雇労働者とそれ以外の者の区分）と同等の区分となっている。

③事業活動に関する一般的な統計調査

例) 経済センサス、商業統計調査

- 常用雇用者……以下のいずれかに該当する者
 - ・期間を定めずに雇用されている者
 - ・1か月を超える期間を定めて雇用されている者
 - ・調査日前2か月間でそれぞれ18日以上雇用されている者
- 臨時雇用者……1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者など、常用雇用者の定義に当てはまらない者

④雇用・賃金等の労働の状況を把握するための統計調査

例) 賃金構造基本統計調査

- 常用労働者……事業所に所属している労働者のうち、期間を定めずに雇用されている者、1か月を超える期間を定めて雇用されている者、日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者で調査日前の2か月にそれぞれ18日以上雇用されている者のいずれかに該当する者
- 臨時労働者……事業所に所属している労働者のうち、常用労働者以外の労働者で、日々又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者のうち、調査日前の2か月に雇われた日数がいずれかの月において17日以下の者

毎月勤労統計調査

- 常用労働者……事業所に所属している労働者のうち、期間を定めずに雇用されている者、1か月を超える期間を定めて雇用されている者、日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者で調査日前の2か月にそれぞれ18日以上雇用されている者のいずれかに該当する者

各統計調査の用語の定義と法律の関係

－事業所・企業対象の統計調査の例－

	経済センサス	賃金構造基本統計調査	毎月勤労統計調査
目的	事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備すること	主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態等に明らかにすること	賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすること
用語の定義	<p>常用雇用者</p> <p>以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間を定めずに雇用されている者 ・ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者 ・ 調査日前2か月間でそれぞれ18日以上雇用されている者 <p>臨時雇用者</p> <p>1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者など、常用雇用者の定義に当てはまらない者</p>	<p>労働者</p> <p>職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者</p> <p>常用労働者</p> <p>事業所に所属している労働者のうち、期間を定めずに雇用されている者、1か月を超える期間を定めて雇用されている者、日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者で調査日前の2か月にそれぞれ18日以上雇用されている者のいずれかに該当する者</p> <p>一般労働者</p> <p>「短時間労働者」以外の者</p> <p>短時間労働者</p> <p>同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者</p> <p>臨時労働者</p> <p>事業所に所属している労働者のうち、常用労働者以外の労働者で、日々又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者のうち、調査日前の2か月に雇われた日数がいずれかの月において17日以下の者</p>	<p>常用労働者</p> <p>事業所に所属している労働者のうち、期間を定めずに雇用されている者、1か月を超える期間を定めて雇用されている者、日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者で調査日前の2か月にそれぞれ18日以上雇用されている者のいずれかに該当する者</p> <p>うち パートタイム労働者</p> <p>常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者のいずれかに該当する者</p>
法律との関係	常用雇用者の定義 : 雇用保険法と同等	労働者の定義: 労働基準法に準拠 常用労働者の定義: 雇用保険法と同等 短時間労働者の定義 : 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パート法)と同等	(労働者の概念: 労働基準法と同等) 常用労働者の定義: 雇用保険法と同等 パートタイム労働者の定義 : 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パート法)と同等

「従業上の地位」に関する区分の整理

雇用契約期間による区分

労働力調査 就業構造基本調査 経済センサス 賃金構造基本統計調査 毎月勤労統計調査 ……

雇用者 (役員を除く)	雇用者 (役員を除く)	常用雇用者・ 臨時雇用者	労働者	
一般常雇		常用雇用者	常用労働者	常用労働者
無期の契約	雇用契約期間の定めがない		期間の定め無し	
有期の契約	雇用契約期間の定めがある		期間の定め有り	
	3年超5年以下			
	1年超3年以下			……
臨時雇	6か月超1年以下			
	1か月以上6か月以下			
日雇	1か月未満	臨時雇用者	臨時労働者	
	その他			
	(わからない)			……